

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や

雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ

国民健康保険税軽減のお知らせ

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方に対し、平成22年度から、在職中に負担されていた医療保険と同程度の負担で国民健康保険に加入いただけるよう、国民健康保険税を軽減する制度ができました。

対象者

『雇用保険受給資格者証』をお持ちの方で、次の3つの要件全て満たす方。

- ①離職年月日が平成21年3月31日以降の方。
- ②離職理由が【特定受給資格者】又は【特定理由離職者】に該当する方。
受給資格者証の該当理由コード：11. 12. 21. 22. 23. 31. 32. 33. 34
- ③離職時の年齢が64歳以下の方。

※雇用保険の失業給付を受ける方以外は対象となりません。

※【特例受給資格者証】【高年齢受給資格者証】をお持ちの方は、対象となりません。

軽減概要

前年の給与所得を30/100とみなして算定することにより国民健康保険税を軽減します。

※給与所得金額によっては、影響しない場合もあります。

★平成21年度分の国民健康保険税は、軽減対象となりません。

軽減期間

離職の翌日から翌年度末まで。

※雇用保険の失業給付率等を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、社会保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申告方法

軽減を受けるためには、申告が必要です。

※申告に必要な物 雇用保険受給資格者証と印鑑

【問合せ】 登米市総務部税務課国民健康保険税係 0220-22-2163

迫総合支所市民課 0220-22-2111 登米総合支所市民課 0220-52-5054

東和総合支所市民課 0220-53-4111 中田総合支所市民課 0220-34-2311

豊里総合支所市民課 0225-76-4113 米山総合支所市民課 0220-55-2112

石越総合支所市民課 0228-34-2112 南方総合支所市民課 0220-58-2112

津山総合支所市民課 0225-68-3113